

第32回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成29年2月17日(金)

招集場所 役場本庁舎2階大会議室

開 会 午前 9時30分 会長宣言

出席委員(11人)

1番	中田 泰	8番	佐藤 誠
		9番	清水 干城
3番	宇田川 潔	10番	石原 一男
4番	松原 憲治	11番	一二三八郎
5番	長尾 保	12番	上前 梅夫
6番	宇田川 保	13番	川上 博久
7番	谷口 一郎		

欠席委員(1人)

2番 見山 收

職員及び関係者 局長 下垣 吉正

主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	江府町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則(案)について
第2号議案	農用地利用集積計画(案)について
第3号議案	農用地利用配分計画(案)について
第4号議案	平成29年春の農作業標準賃金(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

6番委員 宇田川 保

11番委員 一二三八郎

会 長： おはようございます。今年は大変な大雪で、雪かきも大変だったんですが、総会の方も今日に成ってしまいました。非常にお足元の悪い、コンディションの悪い中、お集まりを頂きまして、本当のありがとうございます。今日は、一二三委員さんの元気な姿を見させて頂きまして、長い間の入院で大変だったと思いますが、お元気になられたという事で良かったと思います。一言挨拶したいという事です。

11番： 貴重な時間ですが、時間を頂きまして、お礼を申し上げたいと思います。けがを致しまして、医大の方に入院をさせて貰った訳ですが、早速に事務局長さんや会長さん、出かけて頂きまして、皆さん方にも心配をして頂き、ありがとうございます。医大の方で4ヶ月ほど治療をさせて頂きまして、骨盤の骨折の方が完治したという、主治医の先生の診断を頂きまして、それから、約2ヶ月ほど、温泉病院の方でリファビリに専念させて頂きまして、おかげ様で、2月7日、歩けるようになって、退院させて頂く事が出来ました。本当に長い間欠席をしまして、皆さん方には、心配やご迷惑をおかけしました。本当に申し訳なく思っております。残された任期の期間も僅かですけれども、頑張って出させて頂きたいと思いますので、どうぞこれからも、よろしく願います。ありがとうございました。

会 長： ありがとうございます。先月、日野郡の研修交流の大会が、日野町で有ったのですが、県の農業会議の川上会長の、今我々農業委員が何をしなければいけないのか、と言う様な講演もございましたが、日野町と日南町は既に新しい体制に入っておりまして、新しい農町委員さん、それから推進委員さんと交流できたというか、いろいろ話を聞かせて貰って、参考に成った所でもございます。我が江府町はこれからでございまして、先ず、町民の方に新しい制度の話をしなければいけないという事で、先般、農協座談会の中に一緒に入れて貰って、機会を設けて貰って、事務局を主体に説明をして貰った訳ですけれども、委員の皆さんも各担当地区の時には出て頂くという事で、出席をして貰ったと思うんですが、その状況とか、内容につきましては、若干意見等は後程お聞きする事にしまして、その間に、町の臨時議会が開かれたという事で、1月の20日に有りまして、農業委員11名と推進委員5名の16名体制で、定数条例が決まったという事でございます。農業委員は町長部局の方にお任せをするとしましても、推進委員は、我々農業委員が選出をして、委嘱をしなければいけないという風に成っておりますので、これから具体的にどうして行くかと、言うのが今日の大きなテーマに成るのではないかと思っております。我々は、7月19日までが任期でございますので、20日から新しい体制をしっかりと作って行かなければならない、と言う事でございますので、今日はその辺の議論を深めて行けたら、と言う風に思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長： 第32回総会を始めたいと思います。これより総会審議に入ります。本日の欠席通告

は、見山委員、1名でございます。出席が12名ですので会議は成立します。まず議事録の署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させて頂く事に異議はございませんか。

委員： はい（全員）

議長： 議事録署名委員は6番の宇田川保委員、11番の一二三委員にお願いをしたいと思います。なお本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして、報告事項がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼します。報告事項につきましては2件あります。お手元の総会資料の2ページ目をご覧ください。報告事項1番と言う事で、合意解約が1件出ております。こちらの方は、〇〇の〇〇〇〇様が農地中間管理機構を通して借りられたいらっしゃった農地、これについて合意解約をされるという物です。これにつきましては、後程、議案第3号で、農地中間管理機構が、違う耕作者の方に、〇〇の中の耕作者が、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに変更されたという事で、合意解約が出ている物でございます。報告事項1については以上です。3ページ目の方に地図を載せております。報告事項2につきましては、4ページ目以降をご覧ください。こちらの方も、電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用と言う事で、KDDIから申請が1件出ております。場所は、〇〇、〇〇と言う所です。ちょうど〇〇〇〇〇〇が見える駐車場の反対側の、〇〇〇〇〇〇が有る側の方でして、6ページ目に地図が付けてありますが、そちらの方でございます。こちらの畑〇〇〇㎡の内〇〇㎡程を無線通信用の電波塔を設置と言う、10年間の賃貸計画でしたいという内容でございます。先般の総会でも、景観とかそういった事はどうかと言うご指摘を頂いておりましたので、事前にその辺りの状況を確認してもらいましたら、必ずこういう電波通信施設の申請をする場合には、景観条例は県の方に影響が有りますので、県の方に確認をして、県の方から町の担当課、奥大山まちづくり推進課の方にも、事前に、こういう所で大丈夫でしょうかと言う照会が有る様でして、こちらの方は了解を得ているという風に聞いております。今日は見山委員さんは欠席でございますが、集落の区長さん、或いは、地権者さんは当然ですが、区長さんにも事前にお話をされて、了解を取っているという事で、見山さんにもその話を確認させて頂きました。後、こちらの場所につきましては、既に電柱なり、他の無線電波塔が建っております、そこの近くにKDDIが建てると言う物ですので、特段景観が、大山の方でどうのこうのと言う場所ではございませんので、問題はないかと、事務局的には思っております。提出されました資料を8ページまで付けております。こちらの方はご覧ください。報告事項につきましては簡単ですが、2件でございます。

議長： これにつきまして、何か聞いて見たい事がございましたら、よろしいですか。

委員： はい（全員）

議長： 無い様でしたら議事に入ります。議案第1号、江府町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）について、を議題とします。事務局の方から説明をお願いします。

事務局： 総会資料の9ページを見て頂ければと思います。第1号議案と致しまして、江府町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）について、ご審議頂ければと思います。案は10ページから13ページに記載しております。この規則を制定する必要性がなぜかと言いますと、農業委員につきましては、先程も会長さんのお話にもありました様に、町長が選任するという事ですので、町の方で選任規則と言う物を作らなければなりません、お手元の資料の、資料2に、一応町で、今考えている農業委員の方の任命に関する規則と言うのを付けておりますが、まだこれは内部で決済が取れていませんので、今現在の案と言う事でご了承いただければと思います。ほぼこれに近い形でさせて頂く予定ではございますが、こちらの方は町の方で考えるという事ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会で委嘱するという事に成っておりますので、その手続きなり、募集の方法なりを規則で定める必要が有りますので、この様な案を儲けさせて頂きました。掻い摘んで説明させて頂きまして、10ページ目をご覧頂ければと思います。目的はその書いて有るとおりでございまして、第2条、推薦募集、これに付きましては、一応3つに分けると言いますか、1番が町内各地域からの推薦、団体等としていますが、これは主に農業者の団体等からの推薦、一般募集、自分で手を挙げられる、どなたでも応募が出来ますので、そのような括りにさせて頂いております。第3条が、ここをどうするかという話になろうかと思うんですが、農地利用最適化推進委員は定員が5名と決まっております。その中で区域を定めて、募集を掛けるという事に成っておりますので、8月の農政部会、その後の農業委員会の総会で区割りをどうしましょうかと言う、案的な物をご検討いただきました際の案がこの様な物でございましたので、一先ず、江尾、日光地区から2名、米沢地区から2名、神奈川地区から1名と言う様な割振りにさせて頂いております。中身の根拠と致しましては、14ページ、15ページ目に、農政部会で使いました資料を付けさせて頂いております。14ページ目が農林業センサスの集落毎の割り当て、農林業センサスの農地面積で、面積を算定した物、15ページ目が農地台帳の方で出したものでございます。その後、第4条、第5条、当然推薦募集と言う事に成るんですけども、ここに募集出来ない人を上げておりますが、町の設置する他の付属機関等の委員でない者、などとしておりますが、これは、この度、町が農業委員を選出するに当たりまして、選考委員会と言う物を一応、評価委員と言いますか、作る予定にしております、これが、資料3に案を載せておりますが、そう言った委員でない方でない駄目と言う様な意味合いで、この様な条項も記させて頂きました。後、当然江府町の職員でない者と言う物です。推薦応募の方法は、今後資料1の方

で説明をさせて貰おうと思いますが、早ければ、3月1日から3月31日まで、1ヶ月間の公募期間を儲けまして、出来れば農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんを同時に、公募を掛けたいと思っております。6条から9条までは法律に基づいた、型通りの物を規則で挙げていると言う物で有りまして、特段これが他市町村と変わる物ではございませんので、説明はかつさいさせて貰おうかと思うんですが、今回ご審議で最も重要な点が第3条の区域割と言う事になろうかと思えます。

議長： 事務局の方から、我々がやらなければならない、推進委員の規則についての説明がありました。前に農政部会の方で検討して貰った案を、町長の方に説明をして、これがそのまますんなり通ったと言う形には成っているんですが、その時もこの資料を持って、説明をして了解を貰っているんですが、具体的に5名は変わらないんですけども、これをどういう形で地域割りをするかと言う事は、非常に大変な事ではないかと思えます。特に、農業委員さん自体も減った訳ですから、農業委員と推進委員が一体と成って、最適化を進めなければいけないという、二人三脚の話もございますので、この地域割は上手くバランスを取らないといけない訳ですけども、その辺が上手く行くかなという感じもしております。と言う事で、何かご意見がございませんか。

8 番： 議長、ちょっと質問してもよろしいでしょうか。今説明を受けたのですが、例えば第2条、推進委員は農業委員会等に関する法律に基づいて、任命する時はあらかじめ次の方法により区域を定めて推薦及び募集を行う、と言う風に成っていますが、実態として、今までと、どこがどう違う訳ですか。ここに書いて有る物を見れば、各地区からの推薦を受ける、これは、農協の農事組合長位が集まって、今までもこれをやって来ています。その後の、団体からの推薦、私は農協と言う団体からの推薦と言う形で、ここに出させてもらっている訳です。江府町には土地改良と言うのが無いから、言えば議会推薦と言う形で出ている人もいる訳です。実態として何がどう変わるというのですか。

事務局： まず、農業委員さんの場合は、推薦枠と言うのが有ったのですが、JAさんから1人、土地改良区さんから1人、農業共済さんから1人、議会は本来法令では4人まで、4人以内で推薦が出来るという事に成っております。これは推薦枠と言うのが、あらかじめ推薦できる団体と言うのが、町令で定められておまして、そこから1人と言うのが決まっていたんですけども、今回は別に農業者の団体、農事行政さん、法人さんであっても良いですし、何かのグループでも良いですし、そう言った推薦とかの割り当てと言うのが有りませんで、どなたでも推薦を受けて出る事が出来るという事です。そこが大きく違います。割り当てではないと思えます。

8 番： 私が思うのは、今言われるのは分かるけど、例えば、自分が主体的に農業委員をやりましようかと、言う事がはたして有るか、無いか、と言う問題が1つあるね、そうすると、従来通りある程度、農協の農事組合長を使うかどうかは知らないけれども、集まっ

て、実際は、今回はないけれども、選挙が無い様に調整をして、やって来たという経過がある訳です、今までとそれがどう変わりがちょっと分かりません。あなたが今言っている様な事をやれば、何がどう変わるの。

事務局： 基本的にはあらかじめ調整と言うのは、行政が、前の制度にしても、していなかったのです。農協さんを中心に農事実行組合長さんで選挙に成らない様に、

8 番： 調整していた訳でしょう。

事務局： ええ、その部分に対してこうしてくださいと言うのは、行政側から当然言えない事ですので、先ず法令に定めが有るとおり、先ずは募集です。公募を掛けさせてもらって、推薦でも良いですし、自分からやりますと言うのを、とにかく出て下さいと言う話を、この前の座談会に回らせてもらった時にも、是非地域の中から出て下さいと言うお話をした所なんですけれども。出てこなかったらどうするかと言う事ですし、後、地域のバランスですね。

8 番： 我々が期待する様に、本当にやる気が有って、こういう風にしないといけないと思うという事で、やって下さる人が沢山いて下されば一番良いけれども、今の状況からすればなかなか期待は出来ないと思う。そうすると、従来通り割当てで、誰か出せという話になってしまう、結局集まったはいいけれども、物事は進んでいかないと思う。これでは意味がなくなって行かないかなと心配をしている。

事務局： その辺りをどうするかと言うのは、今の段階ではこれ以上は言えないです。

6 番： 要するにこれは国のあれでしょ。

事務局： 国と言いますか、法律で定められている事ですので。

6 番： 新しい農業委員に成った人が5名を選出する訳でしょ。

事務局： 農業委員ではなくて、農地利用最適化推進委員です。

8 番： その部分が従来通りになりはしないかと言っているのです。

6 番： 応募されたり、選出されたのは、結果的に決めるのは推進委員が決めるの。

事務局： 農業委員会が決めます。

6 番： 農業委員会が決めるのでしょうか。

事務局： 公募者が6人出られて、或いは5人でもその人が適格かどうかと、こういう総会で

6 番： 誰も出なかった時には農業委員がそれを斡旋して回らないといけないでしょ。お願いして回らないといけないという事。

事務局： お願いと言いますか、探す必要があると思います。

6 番： そういう事でしょ。

7 番： 今度農業委員が選んで、仮に佐藤君が出てとお願いに行かないといけない。

6 番： 誰もいなかったら。出て来る人がいなかったら。

議長： この間の日野郡の大会の時にも、新しい推進委員さんも来ておられました、女性も来ておられたんですけども、従来通りの調整と言えはおかしいですけども、そういうのは、かなりやられた様です。1回公募をしてもなかなか出ない様です。特に女性、農業委員の場合は中立的な人を出さないといけませんね、非農家ですね、そういう人はかなり根回しをされた、と言う風に聞きました。そういう事で、私達にもちょっと見えない所がある様です。地域のバランスは取らないと、日光なら日光、米沢に全部集まって貰っても困る訳です。地域のバランスは取って進めて行かないといけない所はあるんですが、委員さんと推進委員さんとは別に選ぶわけですから、その辺の調整が難しいですよ。従来は、農事実行組合長が会議の中で地区割りをされたりして、バランスを取っていたと思うんですけども、今回法律に基づいてやれば、建て前で行かないといけない訳ですから、公募をしてみてどうなるかですね。

5 番： 資料を先に説明した方が良いのではないですか。1や3を先に説明をして。関連があるから。

事務局： 最初に決めて頂きたかったのが区域の設定だったんですけども。資料の説明をさせて頂きますと、資料1は今後募集を掛ける際に、この様な形で公募を掛けさせてもらおうかと言う案でございます。資料1はA4の1枚物でございまして、江府町の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員を募集しますという、町報なりチラシなり、こういう形で募集を掛けさせて頂こうかと思っている案でございます。農業委員及び農地利用最適化推進委員それぞれ共通した事項が上に書いて有りまして、今の予定では3月1日から3月31日までを募集期間、1ヶ月以上公募期間を置きなさいと言う、法令で決まりが有りますので、これは1ヶ月と言う事で3月1日から3月31日に予定にして

おります。委員につきましては、これも共通事項でありますけれども、非常勤の特別職であるという事、任期も、何れも7月20日から7月19日までの3年間、農業委員さんの任期に農地利用最適化推進委員さんは合わせる様な形に成っておりますので、実際スタートが若干、最適化推進委員さんは7月の25日とか、と言う事に成るかもしれませんが、終わりは、3年後の7月19日と言う事に成っております。報酬につきましては、まだ決定しておりませんが、現行が26,800円ですので、おおむね、農業委員さんの案では農業委員会としては差をつけないという事ですので、同額と言う様な予定でございます。募集定員がそれぞれ、農業委員については11名、農地最適化推進委員については5名、と言う事でございます。後、応募要件がそこに書いて有りますけれども、農業委員につきましては、農業に関する識見を有し、農業委員会の業務を適切に行うことが出来る者、と言う事で、要はどなたでも、町外の方でも、例えば岡野農場さんが江府町に入り込んでいますけれども、その方が江府町の農業委員に手を挙げるという事も可能になっています。ただそれを任命するかどうかは町の考えですけれども。そういう事も可能になっております。農地利用最適化推進委員に付きましても、同様でございます。ただこちらの方は、活動区域を設けておりますので、例えば、米沢地区の方が、神奈川地区の最適化推進委員に立候補をしたいと、手を挙げて貰っても良いんですけども、実際には地域の事をわかっておられる方でないと、難しいという事で、そういう方はいらっしゃらないとは思いますが、基本的にはどなたでも手を挙げる事が、可能になって来ています。こちらの方は農業委員会として、そう言った方を任命するかどうかと言う事は、ご審議頂く事に成っております。こちらの方は、両方同時に手を挙げる事が出来ます。農業委員でも農地利用最適化推進委員でも、両方応募したいという風な応募の仕方が可能になっております。ただ、兼職は出来ない事に成っておりますので、最終的にはどちらか選択をして頂く、両方希望された方はどちらか選択して頂くという様な中身でございます。資料1は最終的に、今日議案の1とか決まりました後、町の方で最終的な決済が取れましたら、こう言った形で募集を掛けさせて頂く、と言う物を簡単にした内様でございます。何れこれもチラシにしたり、ホームページに出したり、公募に出したり、防災無線に掛けたり、と言う様な形で、公募を掛けさせて頂く予定にしております。

5 番： ちょっと良いですか。今日定数を決めれば、ここの所を5人で、活動区域ごとに定数が、と言う所を書けるんですね。今日決まれば。

事務局： そうです。

5 番： 正式に、江尾が2とか、米沢2、神奈川1とか、決めればここに書けるという事。

事務局： 総会資料の12ページを見て頂きますと、応募書と推薦書と言う用紙をつけております。これも案なんですけれども。12ページの方にそれぞれ希望の担当区域と言うのを



書いておりました、そこに、どこに活動区域を応募されるのかを、応募される方が指定して頂く必要が有りますので、ここの区域が決まらなると、応募が掛けられない、という事でございますので、長尾委員さんが言われた通りでございます。後、資料2は、先程も言いました、農業委員会の委員に関する規則で、これも最適化推進委員の様な規則はありませんが、殆んど同じ内容です。事前に応募いただいて、推薦とかの様式が若干、応募書と推薦書を替えております。なぜかと言いますと、農業委員の方は原則認定農業者で、半分以上と言う規定が有りまして、実際には江府町には5名しかいらっしゃいませんので、半分以上なんてそもそも不可能です。認定農業者に準ずる方、と言う方がいらっしゃる可能性も有りまして、それは応募所の3ページの但し書きに書いて有るんですけども、そう言った方で有ったり、全く該当のない、今回は非農家の方の選ばないといけない、と言う事に成っておりますので、非農家の方も応募をする事が可能でございます。ですので、この辺の様式が、農地利用最適化推進委員さんの応募書とは複雑になっております。推薦、こちらの方は農業委員につきましては、農業者等の3名以上と言う推薦枠を、3名以上にしようかと言う案を出したんですけども、それはまだ内部で決済が取れていませんので、そもそも推薦なのになぜ1名ではダメなのか、と言うので、こちらの方はまだ要綱が固まっておりますが、一応、こういう案と言う事で、農業委員さんの方でも、もし何かご意見が有りましたら、お聞かせいただければ良いかと思っております。今日見られて直ぐ直ぐと言う事には成らないかもしれませんが、じっくり見て頂いて、お気づきの点が有れば、ご指摘を頂けたら、この資料2については良いかなと思っております。資料の3につきましては、農業委員会で設置する者ではないんですけども、江府町が農業委員を選考するに当たりまして、候補者の評価委員会と言うのを儲けたいと考えております。と言いますのが、実際に応募して頂いた農業委員さんが、本当に、相応しいのか、適任なのか、或いは、定員11人よりも、12人とか13人とか、今の状況では想定しにくいかもしれませんが、万が一、養父市なんかは5人もオーバーして来たと言う、視察研修の時に有った通りなんですけれども、そういった場合にどうやって選ぶのかと言う事が有りまして、ワンクッション置く為にも、評価委員会と言うのを設けさせて貰おうかと思っております。これは農業委員会ではなくて、町長が任命するので、町で作る物なんですけれども、で、その中の委員さんは基本的には内部で、副町長、総務課長、農林産業課長、今までの経緯が有りますので、JAの江府支所長さん、出来れば農業委員会の会長さんに、と言う様な案です。まだこれも決定ではありませんで、一応今の所こういう案で最終的には、農業委員の方はワンクッション置く為にも、評価委員と言う物を設けようと考えております。最適化推進委員さんに付きましても、こう言った評価委員会を設けても良いんですけども、農業委員会の中で決定すれば良い事だと思っておりますので、別に設ける必要はないのかと、事務局的には考えております。資料の説明は以上です。ご質問が有りましたら。

- 8 番： 良いですか。11ページ、第9条、推進委員の補充の件です。速やかに推進委員を補充しなければならないと書いて有るんですけど、正直な所、私も含めて、このメンバー

でも、いつ、どれだけ的人数が事故が起こるか、いろんな事が起こってくる可能性が非常に高い訳です。若い人がたくさん入ってくれば良いけれども、仮に我々みたいな年代、或いはそれ以上の人が入ってきた場合、何時体調がどうなるか分からないという様なのが、沢山いらっしゃるんじゃないかと思うんですが。その場合、速やかに推進委員を補充しなければならないのは良いけれど、具体的にどうするのと言う、そこら辺の所が、考えて有るか無いか。

事務局： これも、法令で決まっております、同じやり方で、1カ月間公募を掛けて、募集をして、と言う流れに成ります。同じことをしないとイケない。

8 番： 同じ事をするのですか。

事務局： はい、原則、そう言った募集でも居なかったら再募集を掛けたり、再募集でも居なかったら完全に一本釣りと言う様な、流利的には。

8 番： さっきから言う様に、本当に15、6人も、それくらいの人が出てくだされば良いけれども、おそらく、現状は、なかなか、それならと言う人はいないだろうという中で、仮にまた何かの事故が起こったと、2人、3人欠員が出たという様な場合、どうするかは予め考えておかないと、せっかく作ったのは良いけれども、スタートから躓く様な事に成らないかなと、言う様な感じもしないではないので、そこら辺の所は事務局の方で、上手くやってもらって、せっかくスタートだと言ってやった折に、体調が悪くなって駄目だと、仮に出て来た場合、スタートを切った、切れない、せっかく改正に成って、新しい体制でやろうという形になった訳だから、その辺の事も考えておかないと駄目かなと言う気がしたもので。

議 長： それも当然だと思うんですけども、一辺公募を掛けてみないと、分からないですよ、実態ベースで言うと、日南町さん辺りは、農業委員さんは今までの方が殆んど成っておられて、推進委員さんを新たに、新しい方が成られているのが実態です。

8 番： 従来の農業委員さんにプラス、推進委員、とうことでしょ。

議 長： 正にそうです。農業委員プラス推進委員が、推進委員さんのメンバーは農業委員の方ではなく、全く新しい人が成られているのが多かったです。1人日野だったですか、元農業委員が推進委員に成られたというのが有りますけど、今の体制の人が、今の農業委員さんがそのまま成っておられて、推進委員さんは新しい人を、みたいな感じでした。公募して見ないと、やる気のある人がいて、やると言われたら、良い事なんですけれども。

8 番： その場に成って見ないと分らないな。

議 長： 分らないと思いますけれども。あまり皆手を挙げられて、推薦も有って、どんどん出て来る様な感じではないかなと言う様な感じはしていますけれども。最初におっしゃった、農事組合長会議の調整みたいなものが有った方が良いのかなと、そこら辺もちょっと良く分らないですよ。

1 2 番： これの議題に帰って、地区の割り当ての進行をしましょう。

議 長： 5名の地区割りの、今の説明を。

事務局： 10ページの第3条に成るんですけれども。ここが重要なポイントでして、募集方法とかそう言ったのは既に、

1 2 番： 議題は、推進委員の3条の地区割りの数でしょ。

事務局： それも、ですけれども、この規則全体を農業委員会で決めるという事ですので。

1 2 番： 地区割りを以上にどうする事も出来ないでしょう、増やす事も出来ないし。

事務局： もしあるとすれば、江尾、日光が2つに成っていますけれども、例えば、江尾と日光で1、1とかと言う事も可能ではあります。その辺りは皆さんのご意見がどうかと。例えば米沢を2つに分けるとか、神奈川は今の案ではありませんけれども。

議 長： 14ページの面積とか。

1 2 番： 面積で大方出ると思うけど。

事務局： これが農政部会の際に検討して頂いた、概ねの面積と、どうしても神奈川は面積が少ないという事で、米沢は非常に大きいという事で、こう言う様な案に成っています。

1 2 番： 佐川、柿原、吉原、日光で1人、と言う様な形、面積的には、江尾と小江尾と大万と一緒に1人と言う様な事です。

5 番： どうでしょうね。担当地区を決める様になるでしょう。何れは新しいメンバーで。担当地区を決める様になるのではないかと思うんです、今までみたいに。それは、日南と一緒にやりましょうと言うやり方、日野町もそうです。日南町も日野町も農業委員と推進委員と一緒に成って地区割りをしているのではないですか。同じ仕事をしましょう、

そう言ったやり方ではないですか。

事務局： 一応、最適化推進委員はあらかじめ活動区域が決まっておりますので、もし5人のうち、5人が決まりましたら、この応募区域の中で割り当てます。

5 番： それは分かるのだけれど。そうすると、地区と言うのは、今までの地区と、今まで例えば地区割をしていますが、13人にそれぞれ分かれた地区割りと、今度、地区割りはどうなるの。やっぱり13でしまうの。そうすれば余るし。

12番： その辺の絡みで

6 番： 農業委員は11でしょ、

事務局： その案が14、農政部会や農業委員会で検討した、14ページに有る案でして。14ページを見て頂きますと、半分から右の方に、新農業委員の担当区と言う事で、本当は11人なんですけれども、1人が非農家の人なので、その人は全地区カバーでと言う事で考えて、後新しい農業委員は、江尾、日光は3名、米沢5名、神奈川2名、最適化推進委員さんの、今案として江尾、日光が2名、米沢2名、神奈川1名と言う事で、合わせて江尾、日光5名、米沢7名、神奈川3名で、二人三脚でカバーして行きましようと言う、ですので、最適化推進委員と農業委員さんが重複してやるというイメージです。これが案です。

12番： 例えば、現状の農業委員が重任すると仮定して、団体推薦で出た、私や佐藤さんは一応どけて、私の空白の所に推進委員を置くという様な形で、江尾なら江尾を担当してもらいと言う様な感じに、最終的にはなると思うけれど。

議長： 前回の委員さんの地区割りは旨く出来ている訳です、さっき事務局が言いました様に、10人に成る訳です、実際の農業委員さんは、11名ですけれども、1人は非農家の人です、専門委員みたいな人、その人は地域の事はあまりわからないから外して、10名が実態、10名と5名と一緒にやりましようと言う事ですから、うまくバランスが取れないといけないという事に成ります。

6 番： 問題は、作業内容が違うんですね、農業委員と推進委員は、これを読むと、作業内容が違う訳だ、同じ仕事ではない訳なので、法律上は、この辺をどうするかを決めないと、仕事と一緒にならちゃんとした割り当てで良いけれども。

7 番： 推進委員は範囲が広い。

6 番： 広い、広くなった上に、内容を考えてみれば。

1 2 番： 地区の面倒も見ないといけない様になっている。

7 番： 地区が広がるので、農業委員がプラス居ても、推進委員さんだけは範囲が広がる。

6 番： 極端に言うと、推進委員は俣野から神奈川から全部見ないといけない事に成る、それをその土地利用を上手く出来る様に配分したり、作って下さいとお願いする作業だし、農業委員はもちろん、今までの農業委員の仕事だけど、要するにいろんな法律、農地の利用最適とかいろんな事をしないといけないでしょ、結果的に。

5 番： それは、そう書いて有るけど、日南の場合は、皆同じ仕事を分担しましょうと言う事に成っている、内容的に、

6 番： まだこれからだから。

8 番： 要は、言ってみれば、平場の大農業地帯の話であって、実際には、我々みたいな山間地域は、今宇田川委員が言った様に合理的に出来る訳がないのだから、そこら辺の所は、長尾委員が言ったけれども、内々と言うか、お互い、農業委員会が今までやって来た内容をそういう風な格好でお互いやりましょうと言う所で納めないと、そんな事を言っただけで済まないとまとまらない。

6 番： こんな文章的な事でやっていたら出来なくなってしまう。

議 長： そこら辺は、推進委員さんは現場主義で範囲も広いんですけども、それを1人に任せるといふ訳には、とても行かないので、そこは農業委員さんと一緒になってやると、言う事しかないと思うんです。

1 2 番： 農業委員の従来地域の空白地域に推進委員を置く、という風な形で担当をさせないと、分からない。

8 番： 私が今日遅れてきた理由は、農協の担当の長岡議員と話をしていたのですが、この間、私の所で農協座談会位な時に出ていた様に、町内の中で、俣野が一番問題だという事で、宇田川さんが担当でもらっているのですが、俣野の荒廃が進んで行っている、これをどうするか、という話がある訳です。農協としても、町全体としてもそうだと思っておりますが、そういう事になれば、今の話し、区分けは一応するけれども、後は、宇田川さん、あなたが担当だからどうにかしてください、という訳には成らないと思っております。そこら辺の所も含めて、面積は確かに広いけれども、ありがたい事に、私の担当は

面積は広いけれども、問題のあるところは限られているので、それが出来るのだけれど、いくら面積が少ないからと言って、問題ばかりのある所は、溜まった物ではないです。こういう事も有るので、一応の割り当て、区分けはするけれども、それはあくまでも基本的なスタンスで有って、後は、推進委員さんやら、1人非農家の人、そういう人たちも含めて、そういった所には、重点的に振り分けて行くと言う様な事も、実際にやる様になったら、やらないと、物が進んでいかないと思います。

議長： そういう事だと思いますし、前にパトロールをした時に、分からない所、俣野辺りは皆でやりました、ああ言う形でやらざるを得ないかなと思うんです。特に、おっしゃる様に、俣野は、1人は出て貰っておかないといけない、俣野の地区の人が出て貰って。

8 番： やっぱり、地元の人に出て貰わないとわからないです。

12 番： そういった事を評価委員会に言ってもらって、適任者を指名して貰う、推薦して貰うという事で、進行しましょう。議題の区域を。

5 番： 評価委員にも規定が有りますよね、これに、地区割りに考慮して貰う様な事は盛り込めないですか。

事務局： そのために農協さんを入れているんですけども。

5 番： 文言的に。

事務局： それは入れられないと思います。ただ当然、地区の事は考えなければ、地区のバランスが取れない様な事はしないと思います。さっき会長さんが言われた様に、5人もあれした様に、ここに評価の基準と言う物を、あくまで選考委員の組織の規定ですので、評価基準と言うのは、内部で作る可能性も有りますので、そこには盛り込む事は出来るかもしれませんが、これはあくまで運営規定ですので。

5 番： 地区割りに配慮して、と言う意見が多かったでしょ。

事務局： そうですね、それは当然だと思います。

5 番： それを規定した物はない訳ですね。

事務局： それは評価基準に成りますので、これはあくまで設置と運営の規定ですので。

5 番： 分かりました。

3 番： 問題は、旗振りをする者が1人居ないと、なかなか纏まらないと思います。我々の、農業委員の時は、農協の支所長が農事実行組合長を全部集めて、農業委員の話をして、地区割りで従来通りの定数を出して下さいと言う事でした。

1 2 番： 今度は町長が指名だから、評価委員の推薦を受けて、町長が指名だから、町長が旗振りをしないといけない。

3 番： 指名ですけれども、町長には地区でも、非常に活発な地区があれば、町長にこれを推薦してくれと、推薦依頼が出来るでしょう。

1 2 番： 農業委員会の会長さんやら、農協の支所長さんやら、評価委員の中に出るのだから、分かっていると思います。町長も最終的には評価委員会の意見を尊重して最終的には町長が指名するかも。

6 番： 最終的な判断は町長がする。

9 番： 日野町は推進委員は公募をせずに、町長が決めたそうだが。

事務局： 実は、それが大問題になっておりまして、実は法令違反で、公募はしないと出来ない事に成っておりますので。

1 2 番： これまでの選出方法は、農事組合や、農協の推薦も違法ではないけれども、便宜的に出来ないから。

議 長： 話を進めたいんですが。従来のやり方は、一辺、ご破算にして考えるというのが今回だと思っておりますので、今までは選挙だったんですけれども、今度は町長の任命ですから、たくさん出てきたら、評価委員会でバランスを取る様な人選をすとか、そういう様なやり方しかないのかなと思っています。バランスを取るような評価をすると、その前に公募を掛けても出ない可能性が十分に出て行ったり。

1 2 番： その事はこの会では心配をすることはない、進めなければいけない。

議 長： 5人の推進委員さん、我々が委嘱する推進委員さんはこれで良いか、と言う事だけを決めたいと思います。

事務局： 区割りをどうするかを建議して頂ければ、先程佐藤委員が言われた様に、神奈川地区が面積的には少ないけれども、2人にした方が良いとか、神奈川地区を2人にして、ど

こかを1人にするとか、案は有ろうかと思えますし、その辺りをご審議して頂ければ。

議長： 5名の話をしませけれども、これはあくまで、基準は100haに1人と言う事で言っている訳です。ただ、佐藤委員がおっしゃった様に、大きい所、小さい所、小さくても問題の沢山あるところは、人数をそちらに回さないといけないのではないかと、という話も出ました。

5 番： このままで良いのではないですか。

議長： 5名を、14ページの真ん中に有ります地区割りの配置でよろしいですか。

委員： はい（全員）

議長： そうしますと、江尾、日光で2名、米沢で2名、神奈川で1名、の5名で進めると。元々の、これが案だった訳でございます。再確認みたいな形で、今、したんですけども、これで進めたいと思います。何か他にありますか。取り敢えず、1号議案は、これで締めたいと思います。1号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。では承認したいと思います。議案第2号、農用地利用集積計画（案）について、を議題とします。事務局よりお願いします。

事務局： 議案第2号と致しまして、16ページ以降をご覧頂ければと思います。農用地利用集積計画（案）が農林産業課から提出されましたので、ご審議頂ければと思います。今回は件数が少なく、5件ほどでございます。19ページ、20ページをみて頂ければと思います。再設定が1件で、新規が4件と言う事に成っております。まず、19ページの、126番、再設定は簡単に説明をさせて頂ければと思いますが、〇〇の〇〇〇さん、〇〇〇〇をされているんですけども。こちら方と、〇〇〇〇さんと引き続き、〇〇の農地1窪を4年間と言う事で、高齢ではございますが引き続きされたいという事で、出ております。127番、〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇の〇〇〇〇さんの息子の御嫁さんが今地権者に成っているんですけども、と農地の貸し借りと言う事で、一応新規にはなっているんですが、こちらの方は地図を付けておりまして、場所が、〇〇〇の〇〇〇、26ページに付けておりますけれども、こちらの田んぼの方は、以前から〇〇さんが、近くなので管理されていらっしやいまして、実はここを〇〇君やう〇〇の〇〇と言う〇〇がいるんですけども、後〇〇さんの息子さんが、共同で田んぼを作っている所です。今まで、貸し借りとかは、していなかったんですけども、きちんと3年間する、そういう形で、借りられるのは下原さんなんですけれども、実際に作ったりするの



は、その3人ですと言う様な事でございます。賃借料は〇、〇〇〇円で、3年間と言う事でございます。128番ですけれども、こちらの方は、農地中間管理機構に〇〇〇〇さん、〇〇〇の方ですけれども、こちらの農地を貸付で、後程、配分計画が有りますけれども、〇〇の方に、中間管理を付けて貸し付けるという内容でございます。20ページの、129番、130番に付きましても、これも同様でございます、〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇さん、同じ世帯なんですけれども、地権者が違っているんですが、こちらの方に付きましても、中間管理機構を通して、〇〇〇〇さんに、新規とは成っているんですけれども、貸し付けられるという内容でございます。次の配分計画の方と関わってくる内容でございます。今回、耕作者の状況につきましては、24ページに書いて有ります通りでございます、〇〇さん、〇〇さんに付きましても、従来から農地をたくさん作られておりますので、説明は省略させていただきますけれども、24ページに書いて有るような内容でございます。集積計画については以上です。

議長： 説明がございましたけれども、各委員の方のコメントは。

13番： 江尾の関係は〇〇さんとか〇〇さんですね。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇さん3名ですけれども、皆さんご高齢でして、子どもさんが農業に対して意欲が無いし、される意欲もないし、どうしてもという形で、こういう意向に成りましたので、お願いします。

議長： 俣野の関係。

3番： 問題ないです。

議長： ありがとうございます。これに付きまして、何かご意見が有りますでしょうか、

委員： ありません。

議長： 意見が無いという事ですので、議案第2号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は、挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。議案どおり承認をしたいと思います。続きまして、議案第3号、農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局、お願いします。

事務局： こちらの方は、30ページ以降をご覧頂ければと思います。農地利用配分計画と言う事で、2件出ております。32ページに内訳を記載しておりまして、先程の利用集積計

画と繋がっているものでございます。徳岡さんの農地を、農地中間管理機構を通して、〇〇の〇〇〇さんに3年間、無償で貸し付けるという内容でございます。もう1つは、最初の報告事項で〇〇〇〇さんが合意解約をされた農地が有りますけれども、その農地を〇〇〇さんが、代わりに借りられるという事で、4筆、借りられるという様な内容でございます。2番目に付きまして、先程川上委員さんからもご説明が有った通り、〇〇さんの農地を〇〇〇〇さんが、1反当たり30キロと言う様な形で3年間、貸し借りされるという内容でございます。〇〇〇〇さんは既に、従前からやっていたらっしゃいますが、経営状況等につきましては、36ページ、37ページ、38ページに載せております。こちらの方は、説明は割さいさせて頂ければと思います。こちらの方は以上です。

議長： これに付きまして、何がございませうか。無い様でしたら、議案第3号の農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。賛成ですので、原案通り承認したいと思います。続きまして、議案第4号、平成29年春の農作業標準賃金（案）について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 総会資料の、42ページ、43ページをご覧頂ければと思います。春の農作業賃金（案）と言う事で、改正案を提示させて頂いております。従前が、改正前と言う事で、四角で囲ってない所と、改正案が太字で囲ってある線の内容でございます。何を改正（案）として挙げさせてもらったかと言いますと、圃場整備してある所と、してない所については、実は、農業公社さんの方では、既に、1,000円の差をつけて、契約と言いますか、されていらっしやいまして、標準賃金につきましても、他市町村を見ますと、整備田と、未整備田で、1,000円なり、2,000円までは行かないんですけれども、1,500円とか、そういった差をつけている地区が多い物でございます。こちらの方も、公社さんの方は既にそういう実態であれば、実態に合わせた形で、標準賃金を出した方が良いのではないかと言う事で、この様な案にさせて頂きました。43ページに公社さんの料金表を付けておりますが、端数につきましては、元々標準賃金が目安ですので、きりの良い所で、6,500円と7,500円と言う様な、1,000円の差をつける様な形で、特に田植とトラクターの耕起、そういった内容に付きまして、差を付けさせて頂ければ、と言う案でございます。一般農作業や草刈りににつきましては、今現在変更する必要はないかと考えまして、従前どおり、と言う様な内容にさせて頂いております。こちらの案の説明は以上でございます。

議長： 農作業の標準賃金についての案の説明が有りましたけれども、これに付きまして、何

かご意見が有りますか。草刈り作業は、前、農業委員会で決めたんですけれども、20円が付いたのは、何かあったんですたっけ、消費税ではないですけれども、何かベースは有ったんですか。後は全部丸めていくらにしているんですけれども。

局長： 1,500円に消費税ではないですか。1,500円に消費税8%を掛けますと、1,620円に成ります。

議長： 端数と言えはおかしいですけれども、10円の単位までつけた。今回は消費税も入ってでしょうけども、100円単位で丸めてしまうと言う案でございますけれども、公社の場合は10円単位で出ておるんですが、どんなでしょうか。よろしいですか。

委員： はい

議長： これはもちろん町報に載せますよね。

事務局： 3月号に入れさせていただきます。

議長： 3月号の町報に載ります。これを目安としてやって頂く、という事になろうかと思えます。議案第4号の平成29年春の農作業標準賃金（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案通り承認したいと思います。議事はこれで終了しましたので、その他に入りたいと思います。最初に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募について、これはもう既に話が決まった分ですね。

事務局： そうですね、先程、議案の1で説明させて頂いた通りでございます、一応予定としまして、今日区域を決定していただきましたので、今の予定では、2月24日金曜日が区長便でございます、その区長便に、こう言ったチラシを全戸配布して公募を掛けさせて頂く予定にしております。募集期間は3月1日から3月31日、当然町のホームページや防災無線でも、公募をしています、というのを流させて頂ければと言う予定でございます。資料2、3につきましては案の段階でございます、この辺り若干修正が有るかも知れませんが、修正に成って最終的に決定になった物は、農業委員様の方に、郵便で送らせてもらえばと思いますので、そこはご了解いただければと思います。1については、先程説明をしました通りです。

議長： 1の方は、先程も話として上がりましたので、次、2番目の、農地パトロールの結果

について、事務局より。

事務局： 失礼します。資料4、5、6、7が農地パトロール関係、次の3の利用意向調査も合わせてさせて頂いてよろしいでしょうか。関連することですので、4、5、6、7、資料が多くて申し訳ございませんが、こちらの方を見て頂ければと思います。まず、資料4は毎年農業委員会で集計をした結果でございます、資料4の1を見て頂きますと、A分類、再生可能な農地です、農地パトロールで見て頂きますと、再生可能な農地の結果でございます。前年度は、田んぼも含めまして、21haあったんですけども、今年度は7haと言う事で大幅に減っております。これは実は農地への再生が10haとなっておりますけれども、集落廻りの、家の前の農地とか、そういった所は、耕作中かB判定、どちらかと言う様な区分けを、皆さんにして頂いております、そういった関係でこの様な形に成ってると思っています。資料4の2ページはB分類、再生不可能と言う農地でございます、こちらの方は前年よりも増えまして、128haと言う事でございます。この資料の他に、今日皆さん方に航空写真の地図を、全部ではないんですけども、こう言った物を参考までに、それぞれの担当地区さんの所の状況が、見て分かればいかなと思ひまして、用意させて頂いております。写真の方の説明をさせて頂くと、赤がBで耕作不可能な農地です。青が無い地域もあるんですけども、青がA分類、再生可能な農地と言う所でございます。白色が登記上の地目が田んぼでして、黄色は登記上の地目が畑の農地でございます。実際にはもう完全にBであるはずなのに、山の中に残っている所もあるんですけども、こちらの方は、もう農地でなくなっている部分もありまして、参考までに、農地パトロールの結果が、こういう状況であるという事で、ご参考にして頂ければと言う内容でございます。地図を拡大することもできるんですけども、見にくいかもしれませんが、それぞれの地区がどういう状況かと言うのを見て頂くと、こういう状況だと言う事で見て頂ければと思います。その関係でこれが3番目の利用意向調査に成るんですけども、昨年も農業委員さんに利用意向調査をして頂きますと、その結果が資料7の方でございます。資料7に、27年度、28年度、見て頂いた、A判定に成った農地についての、農地パトロールの結果でございます。資料7の方は全地区、コピーさせて頂いております。お手元の緑色の封筒の方に、ない委員さんの所は無いという事でご理解いただければと思いますが、有る地区には、利用意向調査が必要な方のリストを、又、1人1人打ち出しまして、後、資料6の利用意向調査書、1ページはうちからの通知ですけども、2ページ目に、農地における利用の意向について、と言う事で、昨年も皆様から聞き取りなりをしていただいた内容を、最終的には集約する必要かあると言う事で、この様な様式をその中に入れさせて頂いております。封筒が無い方は該当は無かったという事で、ご理解頂ければと思います。封筒の中にオレンジ色でマークをしている方が、利用意向調査が必要な方でございます、色の無い方は、もされなくても良いという方でございます。基本的には今年度A判定、すでに農地パトロールの時に、意向を確認していただいた内容も有りまして、それはすでに資料7の方に、平成28年度、意向確認日とか、今年意向確認を事前に合せてして頂い

たという、分かった所につきましては、既に28年度の結果を入れております。こちらにつきましては、もうすでに聞いて頂きましたところにつきましては、改めて聞いて頂く必要はないと思いますので、後は、この書類上の整理だけお願いが出来ればと言う内容でございます。これを出来れば、3月上旬までに、皆様のご尽力で、多い地区と少ない地区が有りまして、その辺りで皆様のご協力をお願いしたい、或いは事務局も当然さして貰いますけれども、一先ず、一旦それぞれの地区の方で分けさせてもらいましたので、見て頂ければと思います。昨年よりはかなり件数を減らしております。中には6㎡とか、明らかに借りられる人が無い様な所もございまして、そう言った農地は、昨年は農業委員に任せるという風な、利用意向調査で言うと、5番目で整理をして頂いたんですけれども、もし、中間管理機構に一旦出すと言いますか、地権者さんのご意向があれば、取り敢えず一旦、そう言った農地を全部、中間管理機構が受けるかどうかと言うのを、うちの方から出して頂くかと思っています。おそらく、大概の農地がA判定の農地を地図で見て頂きますと、余り良い場所が、殆んどないんじゃないかと思っておりますので、中には優良な農地も有るんですけれども、殆んどが、借りるのが難しいかなと言う農地で、最終的にそういう農地はいた仕方ありませんので、どなたかされる方がいらっしやれば良いんですけれども、ない場合には、別の処理と言いますか、Bとかそういう事になって来るのではないかと思います。一先ず、中間管理機構に預けられたいと言う希望があるかも聞いて頂いて、有るという事でございましたら、中間機構が預かるか、預からないかは、置いて於きまして、一旦出そうかと思っていますので、そういう整理でお願いが出来ればいいかなと思います。もちろん自分で作るとか、自分で誰かを探すとか、そういった事であれば、良い事ですので、中には2年後息子さんが帰られるので、それまではこのままみたいな農地も有りまして、それはそれで仕方無いのではないかな、と言う風に思っておりますので。

13番： 固定資産税に影響する可能性も有りますか。

事務局： 利用意向調査に付きましては、本当でしたら11月中にして、11月中の結果で、何の意向も示されずに、中間管理機構にも貸し出されない、要は何の意向もされなければ、もう誰にも貸されない方は、中間管理機構に勧告と言う事をしなければならないんですけれども、それは今年度はしておりませんので、今年度は固定資産税に影響する方は出ません。ただ今後は、優良農地で圃場整備がしてある真ん中に田んぼが有って、そこを、誰も作らずに誰にも貸さない、自分でも作られない、人にも任せない、要は放置ですね、江尾の原団地の真ん中の様な、そういう農地が有った場合、利用意向調査でそういう結果が出た場合には、中間管理機構に勧告させて頂いて、と言う流れになろうかと思えます。そう言った農地につきましては。ただ、一旦、中間管理機構に預けるとか、そういう意向を示して頂ければ、もう全く、それで中間管理機構が預からなかったからと言って、固定資産税が高くなる訳ではありませんので。そこはご理解いただければと思います。説明をしていただく時に、中間管理機構が何なのかとか、税の話が聞かれるかもし

れないと思いましたが、パンフレットを中間管理機構とあれをのさせて頂いております。今の説明で、じっくり見て頂いて、分かりにくい点があると思いましたが、後は個別に、ここはどうかとか、地権者が誰もいないとか、そういった事が有りましたら、教えて頂ければ良いのではないかと思います。

議 長： ただ今事務局の方から皆さんにご尽力いただいた、農地パトロールの結果の集約の話がございました、昨年までに比べたら、かなりA分類が減ったという風な纏めに成っているんですが、図面にも記してある、山の中まで農地成っているので、これを将来的には図面から落とさないといけないという事は思っておりまして、多分、地籍調査の結果では、落ちるんですかね。

事務局： 地籍調査で農業委員会さんにも議案が来るとは思いますけれども、ここで認められましたら、武庫とか、下安井とか、今やっていますけれども、一気に変わる可能性が有ります。

13番： 非農地証明もある程度して行かないと、毎年パトロールで残ってしまいます。その辺も検討してやって行かないと、また同じような形に成って。

議 長： B分類がかなり増えたので、これを処理しないといけない感じなんですけど、非農地証明をする前に、農振地域とかぶっている所があるので、農振の除外をしてからと言う事に成ると思うんですけども、何れにしても、事務的な処理をして、何時までも山の中に赤が有っては、前から思っていたんですけども、いけないと思っています。台帳からも、図面からも落とすしてしまう、そういう手続きは絶対に必要だと思うんです。取り敢えずパトロールの結果で意向調査をしないと、税金が1.8倍に成ると言う話に成っても困りますので、意向の確認だけはしっかりして頂きたいと思いますが、よろしゅうございますかね。地区によっては、かなり多い所もあると思いますが、どんなでしょうか、よろしゅうございますか。

委 員： はい（全員）

議 長： では、よろしく申し上げます。続きまして、4番目、平成28年度農業委員会特別研修大会、確か前に計画をされて出来なかったのではないかと思いますけれども、事務局申し上げます。

事務局： 失礼します。資料8をご覧頂ければと思います。先般お電話でも皆さんのご出席を確認してもらいましたが、来週、23日木曜日に農業委員会の特別研修大会が延期されておりましたが、開催されます。琴浦町の方でございます。1時から4時までですので、出席いただける委員様に於かれましては、10時半までに、防災情報センターの方に、

もう既に申し込みはさせて貰っていますので、ご欠席委の方が半分くらい、いらっしやいますけれども、出席いただける方は10時半までに、防災情報センター前にお越し頂ければと思います。

議 長： 10時半までに、遅れない様に、防災情報センターの前に、出席される方はお集まり頂くと、言う事でございます。

事務局： 道すがら、国道沿いの方につきましては、途中拾って行かせて頂くと、それはまた、個々に説明をさせていただきます。

議 長： 次は、5番目、次回の農業委員会総会

事務局： 失礼します。次回の農業委員会の総会の案としたしましては、3月10日金曜日の9時半からとさせて頂いているんですけども、見山委員さんから、もし可能であれば、と言うご提案がございまして、午後からであれば出られるんですけどもと言う、ご意見があったんですけども、この辺り皆さんのご都合がよろしければ、見山さんは午後であれば出られると言われたんですが、みなさんそれぞれご都合が有りますので、難しいとは思いますが。

議 長： どうなんでしょうか、午後からでも宜しゅうございますか。

委 員： はい、良いですよ。

議 長： では、午後1時半ですか。

事務局： よろしいでしょうか。

委 員： はい

議 長： 1時半で良いですか。

委 員： はい（全員）

議 長： 次回の農地相談会。

事務局： 27日、月曜日にさせて頂ければと思ひまして、順番で言いますと、佐藤委員さんと石原委員さんに成りますが、よろしいでしょうか。

8 番： はい。

10番： はい、良いですよ。

議長： 佐藤委員、石原委員、よろしく申し上げます。

事務局： 長くなって申し訳ないんですが、最後に、お手元の方に、農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたい事と言う、今年の1月に農林水産省の方からこういうパンフレットを送って来ましたので、また、ご覧頂ければと思います。これが農地利用最適化推進委員さんを国が描いている、仕事の内容と言う物でございまして、もし地区の中で、何をしたら良いのかと言う様な話が出ましたら、こういった事ですと言う様な事で、見て頂ければ良いかなと思っております。農業会議の方から定期的に来ますチラシをお手元に配らせて頂いておりますので、こちらの方も見て頂ければと言う事です。

議長： と言う事でございます。

8 番： 議長、ちょっといいですか。余談になりますけれども、ここに来る前、農協の長岡理事と話をしまして、中身は先程も言いました様に、もう1つは、特別栽培米の扱いです。これは農協の責任なんですけれども、或いは皆さんの方にも相談が有るかもしれないなと、言う風に思って、実は私の所も4人も5人も、要は今年の特別栽培米を作った方が良いのか、いけないのか、と言う話なんです。なぜかと言いますと、昨年、28年産の農協の引き取り価格が、他の、一般の、コシヒカリとかひとめぼれとかきぬむすめ、そういった物については500円程高く買い取りをしている訳です。農協は、ところが、特裁米に限っては据え置きと、こういう扱いを農協がやったものですから、生産者から言えば、農協は本当に特裁米をやる気が有るのか、という話なんです。ところが農協自体は特裁米の集荷数量が足りなくて困っているんです。一方では、大阪市場を中心に持って出れば売れるんだけれども、そういう扱いをやったもので、今各集落で今年度の作付け計画書を一生懸命作って頂いているんですが、その中で、どうすれば良いかと言う位なんです。そういう事の中で、私もはっきりとは言えない、農協の基本的なスタンスが全く分からない、昨日も担当の常務に電話をして言うんだけれども、訳の分からない話ばかりされる、と言う様な事で、生産者の立場で混乱している部分がございます。私も役は辞めたけれども、長岡理事が後をやってくれている訳だから、長岡理事にも言うし、本所の部長や担当の職員にも言いますから、今年の所は、今まで特裁米を作った方は、出来るだけそのまま、取り敢えず作ってもらえないかと、お願いに行くしかありません。と言う事で、私の集落も、一昨日になりますか、その夜によく取りまとめをしたという経過でございますので、その取り組んで頂いている方は出来るだけ、と言うのが、一頃は8,000袋に近い集荷数量が町内だけで有ったんですが、今4,200、4,300、半分くらいに減ってしまっているんです。特裁米の集荷数量が、



と言う様な事で、生産者の立場で混乱している部分がございますので、もし皆さんの方に、何かそう言った相談でも有った時には、取り敢えずは、去年並みにしておいたくれと言っていると言って貰えれば、と思って発言をしました。

議長： 場合によっては単価が上がる可能性もあるという事ですか。最終的には。

8 番： 前は、ご存じの様に、一発生産をする様にやって来たんです。ところが農協の方もわけのわからない事を言って、今は従来のやり方です。1年後、2年後に良い具合に生産しますので、それでは生産者が納得する訳がないと言っているんだけど、いまだにそう言った部分が直っていない、そういった事で生産の計画書を作る段階で、一部混乱している部分が有りますので、今申し上げたように、誠に申し訳ない、実際には今現在1,000円の差額です。1,000円の差額だと、結果特栽米の収量は下がりますから、生産者から言えば、殆んどメリットが有りません。私は最低でも1,500円の差額を付けると、従来言って来たんですけれども、今年をそう言った扱いをやったものですから、現場でそういった事が起こっていると、言う事でございますので、これは再生協も含めて、1つ十分に検討をして貰わないと、再生協の立場からしても、例えば農協なら農協に対して、こうでなければ出来ないよと、言って貰わないといけないなど、実際そういう気がします。

議長： 町の放送でもやっておられた様に、特栽米を研究会も作って入って聞きに来て下さいとか、江府町のブランド化を図ろうとしている訳ですから、それなりのメリットが無いと。

8 番： 農協の仕事を投げられてしまうと、なかなか農協では出来ないのも、再生協も入っている訳だから、どんどんして貰わないと、町内でだんだん減るだけです。この内容なら、私自身も来年作るかどうか分かりません。と言う所まで来ますから。

議長： 農林課長、そのように言われていますけれども。

局長： 座談会でも、そういう様な話もありましたし、日野特の場合コストが掛かるという事で、費用も変更して、ある程度、植口の方も出るという試験データも各町で圃場試験場でやっていて、今回鶏糞ベレットと言う様な事で、農協さんの方も生産にかかる費用をなるべく下げたいと言う部分も有ります。28の市場の方が、かなり高いブランドの米は何とも無いんですが、ブランドに近づいているという所が一番影響を受けて、なかなか高い値段で取引が出来なかって、と言いますのが、一番安い方の米が需要が無くなって、いわゆるこちらの方が高くなった関係で、中間の方の影響が出ているという様な事で、日野特の生産の方も段階を追っていろいろお話を聞いていますので、今後は町もしかりで、JAと一緒に、再生協の中でも話をさせて頂いて、今後の、一番頭の痛い

30年問題も有りますので、またそれは、お話し、協議をさせて頂けたらと思っております。

8 番： そういった事を、先を睨みながら、本当に江府町の地域農業をやるのかやらないのか、やるんなら、ある意味、一時的には今課長がおっしゃる様にいろんな事が起こってくる、市場では、実際には、抜いていかないと、突き破らないと、産地とかブランドとか絶対出来ないです。一発目で当たる事はまずないんだから、殆んど今の市場を見れば、30年以降の事をにらみながら江府町の地域農業を将来的にどうするのと、基本線は行政が中心にならないといけないと思います。農協が現場では方針に従ってやって行くと、言う格好で行かないと、農協だけでしなしと言っても、絶対ようしません。

5 番： プレミアムの宣伝はされないですか、良いですか。役場の方から。

局 長： 来週、21日の火曜日に、座談会の中でも説明をさせて頂いて、実は昨日、新規の会員の方の説明会をさせて頂いた所です。この間、日本海新聞の方で、記事の方を書いて貰って、町外の方から連絡等が有ったりしております。最終的には3月位にある程度、肥料の方が、特殊な肥料ですので、その辺までに意思確認とかさせて頂ければ嬉しいかなと言う所で、実は今朝バタバタしていたのはそこら辺の予算で救急にいろいろあって、徴集が有ってバタバタしております、なかなかブランド化の、言われる様に、一長一短ではなかなか出来ないという事で、とにかく今年は、ブランド化の中で、一般の米は出すときに精米をして、白米で出すんですけども、どうしてもブランドの米と言うのは、商ケースの透明な綺麗な箱に綺麗にお米と言う形でやるので、取り敢えず、今年、ミニの方で、色精を入れる様に、予算の方も通った様でして、と言う様な事で、とにかく、役場がでは無くて、お互いが両輪に成ってやって行かないといけないと言う様な考えをしております。今度の21日の振興大会の方は、農協の3階を使う様な形でやりますので、もし、委員さんの方でも、聞くだけ、聞いて見ようかなと言う様な方がおられたら、聞いて頂けたらと思います。講演の方は、今、ダッシュ村とかテレビの方でも良く出ておられます、日本一のお米作りの、遠藤五一さんと、もう1人の方はお米屋さんの方の山田屋本店と言うお米の老舗の、こちらの方が銀座三越の方にお米を販売されておるお店屋さんで、従前から日野特の方はそちらに米を出しておられる所でして、各種コンクールの審査員の方もやられていますので、もし皆様の方で、この日何もないという事でしたら、ふるってお話でも聞いて頂ければ嬉しいかなと言う風に思います。

8 番： 良いですか。今言われたことが、私が今言う事なので、例えば、この会でも行きましたが、高知の天空の里、皆さんがどう思われたかは知りませんが、私が思うのは、あれを見て何を思ったかと言うと、あそこで全部精米をして製品にしてしまう、今までの地域農業で、プレミアムも特裁も良いけれども、結局は、玄米そのままです。

でしょう、と言う事は、はっきり言えば、相手の言い値なんです。そうではなくて、うちはうちとして、販売先も含めて、江府町の地域農業を、本当にブランド化して行くんだという考えに立つのなら、例えば、行政の方でも、精米機位はうちが設置しましょうと、それで、ナイロン袋にきちんと入れた物を作りましょう、ライスセンターの隣に施設かなんか作って、そういう形で、江府町の米は江府町で、せっかくブランドの良い成績を取った訳ですから、その品種は、ひとめぼれであるか、コシヒカリであるかは別に、江府町は従来から言えば、コシヒカリが一番主流になって来ているし、コシヒカリで特裁米をやる計画が有るから、それに更にプレミアムの技術を導入して、うちで製品にしてしまう、その代わり、1袋は12,000円でしか売りませんと、言う位の事はやって行かないと、地域で残らないと思います。そういう意味で、農協単独ではとても出来ないのも、今の状況からすれば、農業委員会も勿論ですが、再生協辺りが中心になって、行政とタイアップしながら、行政がどこまで、どんな支援が出来るか、農協は、どこまで、どういう努力が出来るか、そういう所を突き合わせながら、今言った様な形、と言っても江府町の袋数は知れたものですから、きちんとした物、1つ1つの付加価値を高値で売らないと、絶対できません。今までみたいの事をやっても、そこら辺の事は今後の問題ですけれども。

局長： 本山町に一昨年行かれて、そこをプロデュースしているのはスズノブと言う会社が天空米をプロデュースやっています。うちの方も、今、十七夜物語と言う物は、スズノブの藤島社長のプロデュースでやらせてもらって頂いている所で、今後もう少しこれを強力なエンジンにして、前に進まない、と言う風には思っております。最終的にはそういう形で、農業者の方に還元と言う事が出来れば、一番良くて、取り敢えず、今やっと、四年やってと言う所ですので、

8 番： 30年はどうなるかはっきり言えばまだわかりません。先をしっかりと見ながら、今言った事を、今の段階で出来る事はないか、と言う事で、こうやって積み上げて行かないと、30年に成ってから考えれば良いや、そんな風にはならない、絶対に。

議長： 長期の計画、ビジョンを建てなければいけない訳ですが、先程もおっしゃった様に、再生協議会が有って、配分計画もしているんですけども、再生協議会の中に、実践部隊の、未来を創る会と言うのも作られていて、今度有りますよね。

事務局： 22日。

議長： 具体的な話も出て来ますので、さっきおっしゃっていた様な意見も反映できるように、図って行けたらと思います。私も参加しますので。もう1つ、農協さんと一緒に座談会に出られて、何か特別な要望とか、出ましたか。各地域の事は分からないのですが。

局長： 後もう1集落、深山口が除雪等で、出来ておりませんが、基本的な問題は別にして、次の段階で、こう言う事を考えないといけないという事は、各集落等、一覧表にまとめ中ですので、今度の、22日の会はこういう形で、各々で、町なりJAなりで言ったらと言う様な資料は、もう少しで出来るところでございます。

議長： 以上で宜しゅうございますか。遅くなりましたが、以上で第32回農業委員会総を終わりたいと思います。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 6 番委員

署名委員 1 1 番委員